

家庭用ガス温水暖房契約
(選 択 約 款)

平成 2 9 年 4 月 1 日 実 施



長野都市ガス株式会社

目 次

1. 目 的
2. この選択約款の変更
3. 用語の定義
4. 適用条件
5. 契約の締結
6. 使用量の算定
7. 料 金
8. 延滞利息
9. 割引制度
10. 名義の変更
11. 解 約
12. 精 算
13. そ の 他

付 則

1. 実施の期日

別 表

1. 料金の算定方法
2. 料金表（その他期）
3. 料金表（冬期）
4. 割 引
5. 調整単位料金の適用基準

1. 目的

この選択約款は、家庭用ガス温水暖房機器の普及を通じ負荷調整を推進しつつ、当社の供給設備の効率的利用を図り、もって当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

(1) 当社は、この家庭用ガス温水暖房契約（以下「この選択約款」といいます。）を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) および(4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

(2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解除することができます。

(3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり取り扱うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項等を記載します。

(4) この選択約款の変更が法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他この選択約款で定める供給条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(5) 当社は、一般ガス供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知のうえ、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

この選択約款およびこの選択約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」および一般ガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

(1) 「家庭用ガス温水暖房機器」（以下「温水暖房機器」といいます。）とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行なう機器をいいます。

(2) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴室暖房乾燥機」といいます。）とは、エ

エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により温水を供給して、住宅の浴室の暖房乾燥を行う機器をいいます。

(3)「家庭用高効率給湯器」(以下「高効率給湯器」といいます。)とは、エネルギー源として都市ガスを使用する機器であって、次の全ての要件を満たすものをいいます。

①住宅の居室に温水を供給するための熱源機であること

②潜熱を回収するための熱交換器を有すること

③給湯熱効率が90%以上であること

(4)「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有するものをいいます。

(5)「居室」とは、日常的に居住の用に供している住宅内の場所をいい、浴室、台所、洗面所、住宅内の廊下を含みます。

(6)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(7)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

(1) 住宅において、居室で温水暖房機器を使用すること。

(2) 1需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。

(3) 当社が(1)から(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の締結

(1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、あらかじめこの選択約款を承諾のうえ、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。

(2) この選択約款にもとづく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます。)に成立いたします。

(3) この選択約款にもとづく契約の開始は、契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日からといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(以下「使用開始日」といいます。)以前の場合は、使用開始日からといたします。

(4) 当社は、この選択約款にもとづく契約を解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款または他の選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のため

の一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。

(5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料金

(1) 当社は別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

— 単位料金の調整 —

(2) 当社は、毎月、(3) ②により算定した平均原料価格が(3) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は別表のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.071 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.071 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(3) (2) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）39,560円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトンあたりLPG平均価格(算定の結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トンあたり LNG 平均価格} \times 0.9771 \\ &+ \text{トンあたり LPG 平均価格} \times 0.0474 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

(4) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(5) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払期限日までにお支払いいただきます。

8. 延滞利息

(1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

$$\text{算定の対象となる本体料金} \times \text{支払期限日の翌日から支払いの日までの日数} \times 0.0274\% \text{ (1円未満の端数切り捨て)}$$

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、別表1(6)のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 割引制度

(1) この選択約款が適用されているお客さまであって、浴室以外の居室の温水暖房機器に加えて浴室暖房乾燥機をご使用いただいている場合、または、定格給湯能力が60号以下の高効率給湯器をご使用いただいている場合には、以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申込方法により割引制度の適用を当社に申し込むことができるものといたします。

第一種割引 (バス暖割)

適用条件 浴室以外の居室の温水暖房機器に加えて浴室暖房乾燥機をご使用の場合

第二種割引 (エコ割)

適用条件 定格給湯能力が60号以下の高効率給湯器をご使用の場合
第三種割引（セット割）

適用条件 浴室以外の居室の温水暖房機器に加えて浴室暖房乾燥機をご使用し、かつ、定格給湯能力が60号以下の高効率給湯器をご使用の場合

- (2) 割引制度の適用開始日は、当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日（申し込みを承諾した日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。ただし、申し込みを承諾した日が使用開始日以前の場合は、使用開始日といたします。
- (3) 割引制度の適用終了日は、この選択約款にもとづく契約が解約された日といたします。
- (4) 当社は、第一種割引は別表4（1）を、第二種割引は別表4（2）を、第三種割引は別表4（3）を適用して割引額を算定いたします。
- (5) すでに割引制度が適用されているお客さまが、適用する割引種別の変更を希望される場合は、(1)に規定する割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申込方法により当該変更を当社に申し込むことができるものといたします。
- (6) 変更後の割引種別の適用開始日は、当社が割引種別の変更の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日（申し込みを承諾した日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。
- (7) 当社に割引制度適用に関する違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。
- (8) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合（(1)の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。なお、(1)の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (9) (7) または (8) の申し出にもとづく割引制度終了の日は、申し出が相手方に到着した日以降最初の定例検針日といたします。なお、申し出が相手方に到着した日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 解約

(1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約できるものとい

たします。ただし、5（4）の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。

（2）お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約できるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。

（3）（1）または（2）の申し出にもとづく解約の日は、申し出が相手方に到着した日（以下「解約申出日」といいます。）以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。

（4）この選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

12. 精算

（1）11（2）なお書きの規定にかかわらず、お客さまが4の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

（2）9（8）なお書きの規定にかかわらず、お客さまが9（1）の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、条件を満たす割引種別を適用した場合の料金（条件を満たす割引種別がない場合は7（1）に規定する料金とします。）とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は平成29年4月1日から実施いたします。

別 表

1. 料金の算定方法

(1) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。

①「料金表（その他期）」は、料金算定期間の末日が5月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

②「料金表（冬期）」は、料金算定期間の末日が12月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

(2) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。

(3) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。

(4) 従量料金は、基準単位料金または7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(5) 割引額は、割引前料金額に別表4に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合、割引額は0円といたします。

(備 考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金＝割引前料金額－割引額

割引前料金額

＝基本料金＋従量料金（1円未満の端数切り捨て）

割引額

＝割引前料金額×別表4に定める割引率（1円未満の端数切り捨て）

ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合、割引額は0円といたします。

(6) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）（1円未満の端数切り捨て）

2. 料金表（その他期）

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルをこえ、76立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が76立方メートルをこえ、512立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が512立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター ー1 個につき	745.20円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------------	----------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	125.95円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター ー1 個につき	945.05円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------------	----------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	117.95円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター ー1 個につき	1,453.07円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	111.32円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター ー1 個につき	6,954.99円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	100.58円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表（冬 期）

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルをこえ、76立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が76立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター ー1 個につき	745.20円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------------	----------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	125.94円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	970.03円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	----------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	116.93円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	2,006.83円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	103.42円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 割引

(1) 第一種割引 (バス暖割)

①割引率

割引率	2パーセント
-----	--------

(2) 第二種割引 (エコ割)

①割引率

割引率	2パーセント
-----	--------

(3) 第三種割引 (セット割)

①割引率

割引率	4パーセント
-----	--------

5. 調整単位料金の適用基準

- (1) 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (2) 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (6) 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (7) 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (8) 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (9) 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (10) 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (11) 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (12) 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。